"Life & Water" in Shizuoka since 2003

静岡市上下水道局

くちしと水

平成22年6月1日号 第14号 発行部数:256,000部











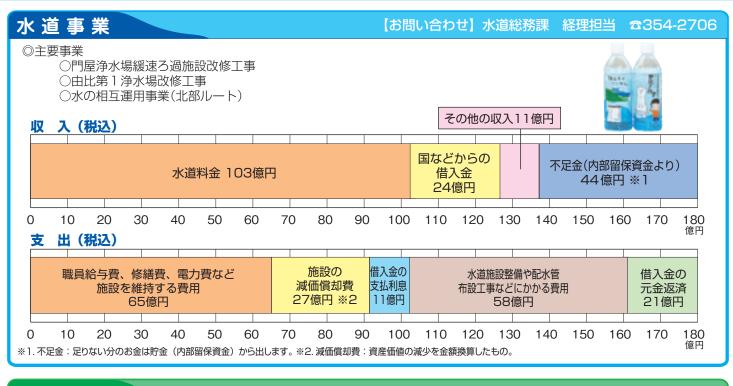


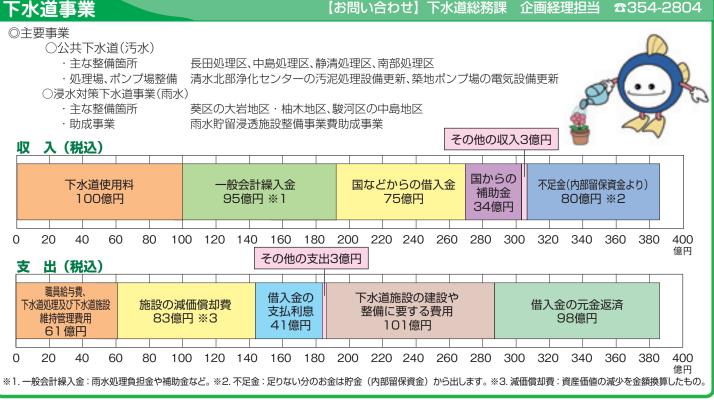
平成22年3月29日(月)静岡市立日本平動物園「猛獣館299(にっきゅっきゅう~)」オープン初日、ロッシーの描かれている「水のペットボトル」を来園者の方々へ配布し、静岡のおいしい水をPRしました。

平成 22 年度予算と主な事業、イベント開催予定②
組織・名称の一部変更、上下水道モニター募集③
第 2 次水道事業中期経営計画、料金等の徴収検針④
水道GLP認定取得、漏水調査、貯水槽清掃······⑤
「下水道ビジョン」について⑥
下水道事業受益者負担金、雨水貯留浸透施設設置助成制度…⑦
災害に備えて、上水道・下水道連絡先8



平成22年度予算と主な事業





平成22年度 イベント開催予定

上下水道事業についてご理解、ご協力をいただくため、本年も下記イベントを予定しています。ぜひ、ご参加ください。

開催予定日	イベント名	会場	会場所在地	お問い合わせ先			
6/5(土)・6(日)	城北浄化センター 花菖蒲観賞会	城北浄化センター	葵区加藤島1-1	城北浄化センター (☆261-2981)			
8/6(金)	上下水道フェア2010	葵スクエア・青葉緑地 (静岡市役所静岡庁舎 青葉公園側)	葵区呉服町2丁目ほか	水道総務課 総務担当 (☎354-2704)			
9/5(日)	下水道の日2010	市内(未定)	市内(未定)	下水道総務課 水洗普及担当 (☎354-2833)			

上下水道局内の組織・名称を一部変更しました

水道部

- ◆「水道管路課」と「給水装置課」を新設(「水道建設課」と「水道維持課」を統廃合)
- ◆「設備担当」や「量水器担当」など、担当の移設や名称変更 ◆「蒲原支所」移転

課名	主な業務内容	担当名	旧課·担当名	(担当区)	ជ(054)	所在地
	検針第2担当	検針担当	(注し)	354-2742	達し亡金C階	
7774 7HF =ID	水道料金及び下水道使用料の収納業がにその使用系は	精算第2担当	精算担当	(清水)	354-2743	清水庁舎6階
営業課 (一部)	の収納並びにその使用受付 等に関すること	検針第1担当	静岡料金監理室 検針担当	(葵・駿河)	221-1454	静岡庁舎低層棟2階
(50)	410K) 8CC	精算第1担当	静岡料金監理室 精算担当	(大 救/門)	221-1304	
	※蒲原支所移転に伴い、蒲原サ	ナービス担当の所在地が	蒲原新田1丁目21-1 (支所2階)に変わ	りました。なお	る、電話番号の変	更はありません。
	**	管理担当	_	_	354-2731	
ペート 井 黒 田	給水装置の審査・検査及び 水道メーターの取付け等に	量水器担当	営業課 量水器担当	_	354-2714	清水庁舎6階
給水装置課	関すること	給水装置第2担当	水道維持課 給水装置担当	(清水)	354-2745	
	747322	給水装置第1担当	水道維持課 静岡給水装置監理室	(葵・駿河)	221-1461	静岡庁舎低層棟2階
		管理担当	_	_	354-2721	
		維持第2担当	水道維持課 維持第2担当	(清水)	354-2734	清水庁舎6階
水道管路課	水道管の布設及び維持管理	建設第3担当	水道建設課 建設担当	(清水)	354-2725	
小但目面酥	等に関すること	維持第1担当	水道維持課 維持第1担当	(葵・駿河)	202-8513	駿河区西中原二丁目
		建設第1担当	静岡水道建設監理室 建設第1担当	(葵)	202-8510	
		建設第2担当	静岡水道建設監理室 建設第2担当	(駿河)	202-8511	(南安倍配水場内)
水道施設課 (一部)	水道施設の建設及び維持管 理等に関すること	設備担当	水道建設課 設備担当	_	354-2723	清水庁舎6階

下水道部

◆「下水道維持課」の担当名変更

	下水道管きょの維持・修繕、 下水道維持課 (一部) ド水設備工事の審査、水洗 化に伴う相談業務など	保全第2担当	保全担当	(清水)	354-2837	清水庁舎7階
下水道維持課		排水設備第2担当	排水設備担当	()月小)	354-2746	清水庁舎6階
		保全第1担当	静岡下水道維持監理室 保全担当	(葵・駿河)	221-1149	静岡庁舎低層棟2階
		排水設備第1担当	静岡下水道維持監理室 排水設備担当	(天" 嵌門)	221-1143	まる 日本

平成22年度上下水道モニター募集

施設見学や水質検査などへの参加や研修会を通して上下水道事業に対する理解を深め、ご意見やご提案などをお寄せ頂き、今後の事業運営の参考にさせていただくため、「上下水道モニター」を募集します。

- ◎活動の内容
- ・年5回程度の会議(清水庁舎で開催)や施設見学への出席・上下水道事業に対するご意見等のレポート提出
- ・上下水道局の広報広聴活動への協力 など
- ◎応募資格
 - ①静岡市内在住 ②上下水道又は簡易水道を利用 ③満20歳以上(H22.5.1 現在) ④平日昼間の会議に出席できる方
- ◎募集人数 20人以内

付してください。

- ○選考基準「年齢」「性別」「居住地域」「応募動機」などを考慮し選考 (結果は、7月中旬に申込者あてに通知します。)
- ◎任 期 委嘱の日から平成23年3月31日まで
- ◎報 酬 薄謝有(託児費用相当は別途支給)
- ◎申込方法 平成22年6月25日(金)までに、電話、FAXまたは eメールで水道総務課まで
- ※電話で申込された方には、後日略歴書を送付します。 必要事項をご記入のうえ、水道総務課あて返送してください。
- ※eメールで申込される場合は、上下水道局ホームページ(最終ページ 下段参照)から略歴書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ送
- ※提出いただいた個人情報につきましては、「静岡市公営企業管理者の 所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程」に基づき、適切な取扱 いをいたします。当業務の目的以外で使用することはありません。



平成21年度モニター活動の様子

※第1回目の会議は、7月28日(水)午前10時~(2時間程度)、清水庁舎で開催を予定しています。

【お問い合わせ】水道総務課 水道企画室

©354-2707 FAX 355-0715 E-mail shizusui@chabashira.co.jp

第2次静岡市水道事業基本計画の改定について

水道事業では、静清合併後における事業運営の指針として平成17年度から平成26年度の10年間の施策を定めた「水道事業基本構想・基本計画」を策定しましたが、前半の5ヶ年間を対象とした「第1次基本計画」が平成21年度で終了するとともに当初計画策定以降の状況変化に対応するため、蒲原・由比地区の施設整備計画等を含めた平成22年度から平成26年度までの5ヶ年間を対象とする「第2次水道事業基本計画」を改定しました。



第2次静岡市水道事業中期経営計画の策定について

「静岡市総合計画」及び「静岡市行財政改革実施計画」並びに「静岡市水道事業基本計画」に基づく各種計画や取組を健全な経営推進の観点から策定するもので、平成17年度から平成21年度を対象とした「第1次静岡市水道事業中期経営計画」の満了に伴い平成22年度から平成26年度を対象とした「第2次静岡市水道事業中期経営計画」を策定しました。

策定にあたり、皆様からパブリックコメントとして寄せられたご意見を参考とさせていただきました。

基本計画と中期経営計画の詳細は、上下水道局ホームページまたは各区市政情報コーナー、市内図書館等でご覧いただけます。

水道料金等の徴収及び検針について

上下水道局では、督促納期限を過ぎた水道料金・下水道使用料の徴収業務と、一部地域の定期検針及び水道の使用を中止する場合の検針等業務を民間業者(平成22年度は機ジェネッツ)に委託しています。また、定期検針については個人にも委託しています。訪問する係員は、上下水道局が発行した写真入りの身分証明書を携帯しています。

【お問い合わせ】営業課 精算第1担当 (葵区・駿河区) ☆221-1304

営業課 精算第2担当 (清水区 清水地区) 公354-2743

営業課 蒲原サービス担当(清水区 蒲原・由比地区) 公385-7750

井戸水などで公共下水道をご利用のお客様へ~家族の人数が変わったらすぐ届け出を~

井戸水をお使いで、公共下水道へ排水しているお客様(家事用、メーターなし)は、一緒に住む家族人数を基に下水道使用料を計算しているため、家族人数が変わった場合は、下水道使用料も変更となります。

下記届け出先ま	でご連絡を忘れす	゛にお願いします。

区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量(1ヶ月)	11m³	18m³	25m³	29m³	33m³	1人につき2m³加算
使 用 料(1ヶ月)	1,470円	2,388円	3,412円	4,021円	4,677円	_
請 求 額(2ヶ月)	2,940円	4,770円	6,820円	8,040円	9,350円	_

【届け出先】

※水道水と井戸水を両方お使いの場合は、上記と異なることがあります。

葵・駿河区にお住まいの方	営業課 検針第1担当	☎ 221-1454
清水区にお住まいの方	営業課 検針第2担当	☎ 354-2742

【この内容についてのお問い合わせ】下水道総務課総務担当 □354-2803

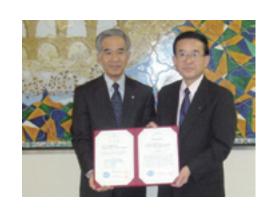
水道水の水質基準が改正されました -

「水質基準に関する省令」の一部が改正され、平成 22 年 4 月から「カドミウム及びその化合物」に係る 水道水の水質基準値が 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に強化されました。

水道GLPの認定を取得しました

水質管理課は、平成21年11月30日に水道水の水質検査体制並びに検査結果について、十分な信頼性が確保されたものであることを保証する「水道GLP※(水道水質検査優良試験所規範)」の認定を取得し、認定書を授与されました。これからも安全で良質な水道水をお届けし、みなさまに安心してご利用いただけるよう、引き続き的確な水質の管理と検査を行ってまいります。

※水道 GLP(Good Laboratory Practice)…水道水の水質検査を実施する水質 検査機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の信頼 性を確保していることを、第三者機関である(社)日本水道協会が客観的に評価し認定する制度です。



【お問い合わせ】水質管理課 □363-6651

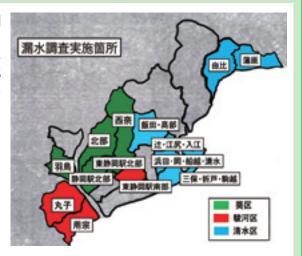
水道管の漏水調査にご協力ください

地下に埋設されている水道管の漏水を発見するため、専門調査員による漏水調査を平成22年6月頃から平成23年1月まで、右図表示の地域(着色部分)で実施します。この調査は水道メーター付近までの調査も予定しているため、お客様の敷地内に立ち入らせていただき行います。ご理解とご協力をお願いします。なお、調査員は上下水道局発行の「調査員身分証明書」と「腕章」を携帯しています。

【お問い合わせ】

- ●葵区·駿河区
- 水道管路課 維持第 1 担当 ☎202-8513
- ●清水区

水道管路課 維持第 2 担当 ☎354-2734



~貯水槽の清掃のお願い~

貯水槽を設置している方は、『水道法』や『静岡市貯水槽水道に係る衛生管理指導要綱』、『静岡市水道事業給水条例』により、貯水槽の適正な維持管理をお願いします。なお、10㎡を超える貯水槽(簡易専用水道)については1年以内に1回、検査や清掃を行い、10㎡以下の貯水槽についても簡易専用水道に準じた検査や清掃をしてください。詳しくは、下記へお問い合わせください。

葵区·駿河区

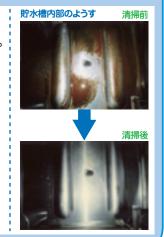
給水装置課 給水装置第1担当 ☎221-1461

静岡市保健所 生活衛生課 ☎249-3156

清水区

給水装置課 給水装置第2担当 ☎354-2745

静岡市保健所清水支所 生活食品衛生担当 ☎354-2214



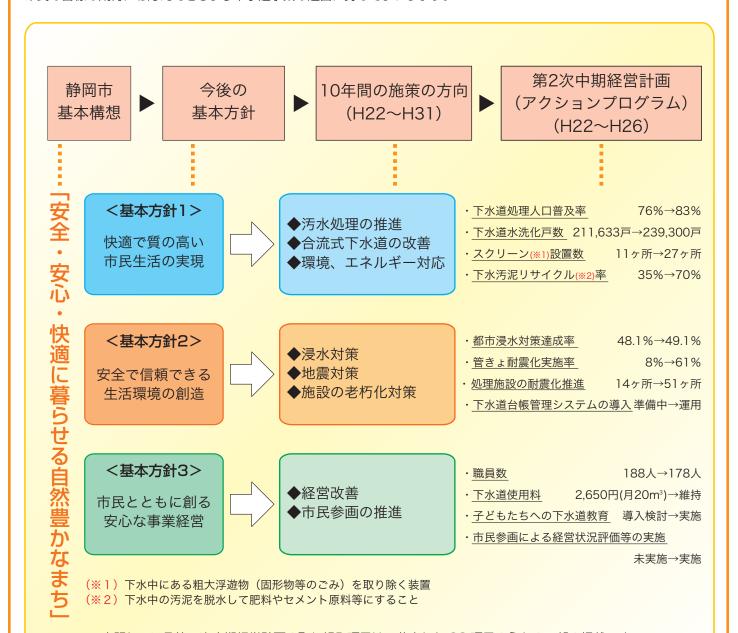
「静岡市下水道ビジョン」を策定しました -

~次世代へ 守ろう残そう しずおかの水~ 「静岡市下水道ビジョンキャッチフレーズ」

静岡市は、今後の下水道事業における将来像を明確にするために「静岡市下水道ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、静岡市基本構想のまちづくりの大綱である「安全・安心・快適に暮らせる自然豊かなまち」の実現に向けて、 平成22年から平成31年までの10年間の下水道における基本方針及び施策の方向を示しています。その中で第二次中期経営 計画(アクションプログラム)として、平成22年以降5年間における具体的な取り組み項目とそれぞれの指標を打ち出しています。

今後は、ビジョンに掲げられた取り組み項目に関し、効率的かつ計画的な推進により、安定した経営基盤の確立とともに、 市民の皆様の期待にお応えできるよう下水道事業の運営に努めてまいります。



- ※ ここで表記している第二次中期経営計画の取り組み項目は、公表した30項目のうちの一部の掲載です。 表わされている指標は(20年度末現状値→)26年度末までの目標値です。これらは、大幅な社会状況変化が生じた場合には、随時修正を行っていきます。
- ※ 「静岡市下水道ビジョン」の詳しい内容は、上下水道局ホームページまたは各区市政情報コーナー、市内図書館等で ご覧いただけます。

【お問い合わせ】下水道総務課 企画経理担当 ☎354-2804

平成22年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

「下水道事業受益者負担金」は、下水道工事費の一部をご負担いただく制度で、本年度は下記の区域の土地所有者 等の皆様に、ご負担をお願いすることになりました。

詳細については、下水道総務課水洗普及担当(2354-2833)までお問い合わせください。

負担区の名称	下水道事業受益者負担金を賦課しようとする区域
清水南部第二負担区	折戸、三保、駒越中二丁目、殿沢一丁目の各一部
清水静清第一負担区	大坪一丁目、高橋四丁目、草薙の各一部
清水静清第二負担区	石川、蜂ヶ谷、山原、八坂町、八坂北一丁目、八坂北二丁目、八坂東一丁目、八坂東二丁目、 八坂西町、下野東、下野西、下野北、下野中、下野町、天王西、石川本町、石川新町、蜂ヶ谷南町、 梅ヶ谷、押切、大内新田、能島、興津東町、興津中町、興津本町、八木間町、谷津町一丁目の各一部
静岡第一負担区	丸子三丁目、丸子四丁目、丸子五丁目の各全部、鳥坂の一部

下水道管を埋める工事にご協力ください

本年度は、下表に示す区域を中心に下水道管の整備を予定しています。汚水管の整備予定区域において住宅や事業 所の新築・改築などを計画されている方は、下水道の整備時期について事前にご相談ください。工事期間中は、交通 規制等により大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※詳しい工事箇所は、上下水道局ホームページでもご確認いただけます。

区名	汚水管の整備区域	雨水管の整備区域	【お問い合わせ】
葵 区	羽鳥、建穂、長沼ほか	大岩四丁目、柚木ほか	下水道建設課 工事第1担当 ☎354-2820
駿河区	丸子、丸子芹が谷町、向敷地ほか	中島、寺田、手越ほか	// 工事第2担当 ☎354-2818
清水区	飯田、高部、興津ほか		ル 工事第3担当 ☎354-2816
用小区	三保、草薙ほか	折戸四丁目ほか	ル 工事第4担当 ☎354-2814

雨水貯留浸透施設の設置助成制度について

静岡市公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水貯留浸透施設の設置や下水道の整備により不用となっ た浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を助成します。 浸水被害の軽減や水資源の有効利用などに効果がありますので、ぜひこの制度をご利用ください。

(補助額) 設置費の3分の2を補助

対 象 施 設	限度額
雨水浸透ます	(A型)57,000円/基 (B型)28,000円/基
雨水貯留タンク	(200ℓ以上)30,000円 (400ℓ以上)60,000円
不用浄化槽転用施設	100,000円/基

※助成制度を利用する場合は、設置・購入等の前に許可申請が必要です。申請手続きについては下記にご連絡ください。

下水道維持課 排水設備第1担当(葵区・駿河区) 【お問い合わせ】 ☎221-1143 排水設備第2担当(清水区) ☎354-2746

災害に備えて ~家庭でできる防災対策(下水道)~

大規模な地震が発生すると、下水道管が破損したりマンホールが浮き上がることがあり、トイレ、台所、風呂な どの水を流すと逆流するおそれがあります。衛生上の問題や復旧の妨げになりますので、市からお知らせするまで はなるべく流さないでください。トイレについては、各家庭で簡易トイレを準備していただき、災害時に使用して いただきますようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 下水道総務課 総務担当 ☎354-2803

災害に備えて ~ご家庭で水の備蓄を!~



H21.12.6 地域防災訓練(駿河区池田地区)

地震発生直後は断水する可能性が高く、被害地域が広範囲となる場合、 救護病院など重要施設への応急給水活動を優先的に行うため、すぐには 給水活動ができないことも予想されます。

災害時に備えた飲料水として、

「1人1日3リットルの飲み水を3日分、合計9リットル」 を目安に、1人9リットル×家族人数分の飲料水を備蓄してくだ さい。

【お問い合わせ】水道総務課 水道企画室 ☎354-2707

~上水道・下水道についてのご連絡・ご相談は~

・お引越の際の使用開始または 中止の手続き ・口座振替の手続きの問い合わせ	平日:午前8時30分~午後7時まで	355-1320 対応機種により携帯電話からアクセスできます。
・使用水量や、水道料金・下水道 使用料に関すること	〈清水地区〉 営業課 検針第2担当・精算を □354 〈蒲原・由比地区〉営業課 蒲原サービス担当	-1454 · 1304
・断水、濁り、道路での水漏れなど、緊急を要する場合	〈葵・駿河区〉 水道管路課 維持第1担当 〈清水地区〉 水道管路課 維持第2担当 〈蒲原・由比地区〉 営業課 蒲原サービス担当 ※平日の夜間(午後5時15分以降)。土、日、祝日、年 〈葵・駿河区〉 静岡給排水修繕センター 〈清水区〉 清水給水修繕センター	ବ୍ର354-2734 ବ୍ର385-7750
・水質に関すること	※H22.4.1~「清水夜間休日受付」を名称変更しました 水質管理課	ଘ363-6651

■この広報紙についてのご意見、ご要望は、上下水道局水道総務課水道企画室までお寄せください。

TEL: 054-354-2707 FAX: 054-355-0715

E-mail: shizusui@chabashira.co.jp URL: http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html

次回 15 号(11 月 15 日)から、紙面広告を掲載する予定です。 募集要項などが整い次第、ホームページでお知らせします。 http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html

